

平成 18 年度税制改正に関する要望
～ 経済活性化による財政再建の達成を～

大阪商工会議所

わが国経済は、踊り場から脱却したものの、景気を本格的な回復軌道に乗せていくための重要な時期を迎えている。他方、わが国が持続的な成長をとげるため、少子高齢化や団塊世代の退職など経済社会の構造変化へ適切に対応することも喫緊の課題である。

現在政府が最優先すべきは、本格的な景気回復に向けた支援策の実施や、経済社会の構造変化に対応した制度改革である。

政府は、平成 15 年度より多年度税込中立を前提とした先行減税を実施しており、17 年度末にその多くが適用期限を迎える。しかし、15 年度以降の景気回復による自然増収が 5.3 兆円（平成 15 年度：1.5 兆円、平成 16 年度：3.8 兆円）にのぼることからも明らかなように、政府は経済活性化による増収を目指すべきである。経済のパイ拡大なくして、2010 年代初頭の財政収支の均衡は望めない。財政再建は重要な課題であるが、まず公務員の定数削減や給与水準の引き下げ、社会保障制度の見直しなど徹底的な歳出削減を行うべきである。こうした歳出改革が行われないうちに、増税を行うことには断固反対する。

かかる観点から、平成 18 年度税制改正においては、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

（ 印は新規要望 ）

・ 本格的な景気回復に向けた政策減税等

景気回復を後押しするため、少なくとも平成 15 年度以降の自然増収分 5.3 兆円を減税財源とし、中長期にわたる成長基盤を整備する必要がある。具体的には、民需主導の経済成長を確実にするため、設備投資や研究開発の促進など企業活力の増進を図るための政策減税を実施されたい。

1. 企業の成長基盤整備のための政策減税

(1) 設備投資促進税制の延長

IT 投資促進税制の延長

わが国経済が持続的な発展を遂げていくためには、IT 投資を促進して企業経営の効率化や経営基盤の充実を図ることが重要である。企業経営の改善に伴い、中小企業をはじめ、ようやく経営基盤強化に向けて設備投資を始めた企業も多い。このため、IT 投資促進税制については適用期限（平成 18 年 3 月 31 日）を延長されたい。

開発研究用設備の特別償却制度の延長

民間における研究開発投資を促進し、企業の研究開発力の向上を図るため、研究開発用設備の特別償却制度については適用期限（平成 18 年 3 月 31 日）を延長されたい。

エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）の延長

エネルギーの効率的利用を促進するため、エネルギー需給構造改革投資促進税制については適用期限（平成 18 年 3 月 31 日）を延長されたい。

先端技術分野投資促進税制の創設

わが国が持続的な経済成長を成し遂げるためには、科学技術創造立国に相応しい事業環境を整備することが重要である。そのため、科学技術基本計画における重点 4 分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー）において新製品の開発・製造のために投資した場合、即時償却出来る制度を創設されたい。

（ 2 ） 中小企業投資促進税制の拡充・延長

中小企業の経営基盤強化を図るため、中小企業投資促進税制（適用期限：平成 18 年 3 月 31 日）は中小企業等基盤強化税制と統合し、対象設備の拡大、残存価額の撤廃、加速度償却的要素の導入など、制度の拡充を図ったうえで適用期限を延長されたい。

（ 3 ） 研究開発関連税制の延長等

研究開発減税の上乗せ措置の恒久化

新産業・新技術の創出に向け、企業の研究開発活動を積極的に支援することが重要である。そのため、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度（平成 18 年 3 月 31 日まで 2 % 上乗せ）ならびに中小企業技術基盤強化税制（平成 18 年 3 月 31 日まで資本金 1 億円以下の中小企業者等について 3 % 上乗せ）の恒久化を図られたい。

増加試験研究費の特別税額控除制度の延長

企業の研究開発を促進するため、増加試験研究費の特別税額控除制度については適用期限（平成 18 年 3 月 31 日）を延長されたい。

（ 4 ） 同族会社の留保金課税の撤廃

同族会社の留保金課税制度（平成 18 年 3 月 31 日まで自己資本比率 50 % 以下の同族会社は課税停止）は、明らかな二重課税となっている。中小企業の内部留保の充実に図るため、同族会社の留保金課税を撤廃されたい。

（ 5 ） 相続税制度の見直し

事業承継税制の抜本的見直し

事業承継は、企業活力を殺ぐことなく円滑に行われることが重要である。そのため、事業用資産の相続については企業の存続という視点に立って抜本的に見直し、欧米諸国で導入されている包括的な減免措置に準じた制度を確立されたい。また、当面の措置として、物納基準の緩和や、取引相場のない株式の評価方法について抜本的な改善を図られたい。

相続した株・土地等を譲渡した場合の評価方法の見直し

上場株式は相続時の株価を基準として相続税が課されている。従って、その相続株式を譲渡した場合には、被相続人の取得価額ではなく、相続時の株価を基準とした課税方法に変更されたい。同様に、相続した土地を譲渡した場合についても、相続時の地価を基準とした課税方法に変更されたい。

2. 所得税・個人住民税の所得控除の縮減反対

景気を失速させる恐れがあるため、所得控除の縮減は行うべきではない。将来的な所得税・個人住民税の所得控除の見直しにあたっては、納税者間の公平性を確保されたい。

3. 資産関連税制の見直し

(1) 不動産流通課税の抜本の見直し

不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化

不動産の流動化を促すため、取得時の大きな負担となっている不動産取得税（平成 18 年 3 月 31 日まで税率を 3%（本則：4%）、土地に係る課税標準を 2 分の 1 に軽減）を廃止するとともに、登録免許税（平成 18 年 3 月 31 日まで不動産の所有権移転等に係る登録免許税については 2 分の 1 に軽減）を軽減するため手数料化を図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。

個人の短期所有土地の譲渡所得税の凍結

地価の低迷が続く現在においては、個人の短期所有（5 年以下）土地等の譲渡所得税（現行：39%）を当面凍結し、長期所有の場合と同一税率とされたい。

法人の土地譲渡益重課税制度の廃止

バブル期に土地投機を抑制するために導入された法人の土地譲渡益に対する重課税制度（平成 20 年 12 月 31 日まで課税停止）は課税根拠を失っており、早急に廃止されたい。

特定資産の買い換えにおける圧縮記帳制度の拡充

不動産の流動化を促すため、特定資産の買い換え時における圧縮記帳制度については、圧縮限度額を譲渡資産売却益の 100%（現行：80%）に引き上げられたい。

(2) 保有課税の軽減

特別土地保有税の廃止

地価高騰の抑制を目的として導入された特別土地保有税（課税停止中）は、既にその課税根拠を失っており、速やかに撤廃されたい。

事業所税の廃止

都市開発を促進するために、都市部で事業を行う法人・個人のみ課税されている事業所税は廃止されたい。

固定資産税の軽減と簡素化、および条例減額制度の適用期限延長

都市部における企業の固定資産税負担は大きくなっており、地域の産業競争力を低下させている。そのため、土地の収益力に応じた課税方法に見直すとともに、その簡素化を図られたい。また、市町村条例によって商業地等の固定資産税負担を軽減出来る条例減額制度については適用期限（平成 16 年度および 17 年度分に適用）を延長されたい。

償却資産に対する固定資産税の廃止

償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性質を有しているうえ、事業所得に対しては法人事業税が課されており、償却資産に対する固定資産税は廃止されたい。

（ 3 ） 株式関連税制の見直し

金融所得の一元化による損益通算範囲の拡大

わが国経済の中長期的な発展のためには、税制面での投資環境を整備することが重要である。そのため、金融所得の一元化を図るとともに、損益通算の範囲については出来る限り広く認められたい。また、投資家の利便性を高めるため、極力簡素な制度とされたい。

株式配当課税の廃止等

税引き後利益から分配された株主配当に対し、さらに税負担を求める配当課税は明らかに二重課税であり、廃止されたい。また、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入制度についても、同様に 50% が二重課税となっており、100% 益金不算入とされたい。

（ 4 ） 減価償却制度の見直し

減価償却制度における耐用年数の短縮化・簡素化、加速度償却制度の導入

急速な技術革新の進展により、設備等の経済的陳腐化が速まり、法定耐用年数と実際の利用可能年数とが大きく乖離している。わが国企業の国際競争力の維持・向上のため、設備等の物理的な耐用期間ではなく収益力を重視し、減価償却資産の耐用年数の更なる短縮化と簡素化を図られたい。加えて、企業の投資意欲を増進させるため、米国で実施されている加速度償却制度を導入されたい。

有形減価償却資産の償却可能限度額の引き上げ

技術革新の進展が著しい今日においては、償却可能限度額に達した資産の処分可能価額は見込めなくなっている。そのため、有形減価償却資産の償却可能限度額（現行：95%）を 100% まで引き上げられたい。

建物への定率法の再適用

平成 10 年 4 月以降に取得した建物の減価償却については、定額法による償却方法に限定されている。建物の減価償却は、定率法を選択適用出来るよう改められたい。

4．技能伝承支援税制の創設

わが国が持続的な発展を成し遂げるためには、企業における技能伝承の円滑化が重要である。企業の技術力を維持・向上し、技術基盤を確固たるものとするため、退職した技術者を指導者として再雇用した場合、給与の一定割合を法人税から控除する制度を創設されたい。

5．環境税の導入反対

地球環境問題への対応として、わが国も環境負荷の軽減に向けて取り組んでいくことは重要である。しかし、政府内で導入が検討されている温暖化対策税については、揮発油税等の既存の環境関連税制との関係が不明確なうえ、景気回復の足を引っ張る可能性もあることから導入に反対する。

6．まちづくり推進税制の創設

安全で活力あるまちづくりを推進するため、都市の活性化に資する事業用宅地と建物について、相続税、固定資産税、不動産取得税、登録免許税の軽減を図られたい。

7．少額減価償却資産の特例制度の拡充と恒久化

中小企業者等が取得価額 30 万円未満までの減価償却資産を取得した場合に即時償却出来る少額減価償却資産の特例措置(適用期限：平成 18 年 3 月 31 日まで)について、対象範囲を全ての企業に拡大するとともに(現行：中小企業者等以外は 10 万円未満)制度を恒久化されたい。

．少子高齢化社会に対応した制度改革

財政健全化は重要な課題であるが、行財政・税制・社会保障制度の抜本改革を行わないまま、これ以上国民に負担増を求めるべきではない。まず、財政赤字を含めた潜在的国民負担率を 50%程度に抑えるよう、年金・医療・介護など社会保障制度全体のみならず、税制、行財政を一体的に見直すことが重要である。

特に、歳出の中で大きなウェイトを占める社会保障制度の改革を図り、持続可能な制度を構築することが不可欠である。制度の見直しにあたっては、現役世代の負担が重くなりすぎないように高齢者関係給付の抑制を図る一方、わが国の経済社会の存立基盤を揺るがす少子化に歯止めをかけるため、少子化対策の拡充を図られたい。

1．高齢化社会における社会保障制度

(1) 公的年金制度の改革

公的年金制度については、国民年金の空洞化問題を抜本的に解消し、世代間の公平を是正するため、基礎年金の完全税方式(消費税)化を図る一方、保険料は現行水準並み(現行：13.934%、10月以降は14.288%)を維持されたい。また、年金積立金については、現役世代の負担が重くなりすぎないように早期に取り崩されたい。

(2) 医療・介護保険制度の見直し

持続可能な社会保障制度を構築するため、現役世代の負担が過度にならないよう制度を聖域なく見直し、給付を抑制する必要がある。特に、給付の伸び率が大きい医療と介護については、給付の適正化等によって、伸び率を名目経済成長率程度に抑制されたい。

医療保険と介護保険との一体的見直し

医療保険と介護保険はその関連性が強く、両制度の給付総額に目標値を設定して給付を一体的に見直されたい。

新たな高齢者医療制度の創設（65歳以上の高齢者対象）

高齢者医療費を適正化するため、制度運営における責任の明確化と保険者機能の強化を図る必要がある。そのため、現行の老人保健拠出制度と退職者医療制度を廃止し、一般医療と分離した、新たな高齢者医療制度を創設されたい。

新たな高齢者医療制度については、65歳以上の高齢者を対象とし、その財源については、自己負担（高齢者の窓口負担）、公費、高齢者保険料および現役世代からの連帯保険料の拠出金で賄われたい。

財源の負担割合

自己負担（高齢者の窓口負担）

高齢者の窓口負担は原則2割（現行：1割）とする。ただし、高額所得者および65～74歳以下の高齢者は3割負担とする。

公費

原則5割以上とし、65～74歳以下については4割程度とする。

高齢者保険料と現役世代からの連帯保険料

上記の残りの額については、高齢者保険料および現役世代からの連帯保険料の拠出金で分担する。ただし、現役世代の負担が重くなりすぎないように上限額を設定し、上限額を超える額については、公費と医療機関（単価（現在：10円）切り下げなど）で調整する。

給付の適正化策

医療費を適正化するため、診療報酬の包括払い方式の拡大、医療情報の電子化・共有化、予防医療の強化、混合診療の全面解禁、ジェネリック（後発）医薬品の活用促進、第三者機関による評価制度の導入を図られたい。

(3) 所得税・個人住民税の定率減税の当面の継続

本格的な景気回復のためには、個人消費の拡大が不可欠である。このため、所得税、個人住民税の定率減税については縮減（所得税：平成18年1月、個人住民税：平成18年6月）を凍結し、当面現行制度のまま継続されたい。

(4) 消費税制度の見直し

消費税の役割を高めるに際しては、インボイス制度の導入など信頼性・公平性の向上を図るべく制度を見直されたい。その際、消費税への理解を高めるため、例えば、台湾で導入されている、宝くじ付き領収書制度（インボイス制度）の導入を検討されたい。

(5) 特別法人税の廃止

企業の年金負担が重くなる中、積立金に対して課税を行う特別法人税（平成20年3月31日まで課税停止中）は、さらなる企業の積み立て不足を招く可能性があるうえ、積立金に対する課税は諸外国でも例を見ず、速やかに撤廃されたい。

(6) 高齢者向け優良住宅に対する税優遇

個人や法人が高齢者対応設備を備えた住宅を新築・増改築した場合、その費用の一定割合を税額控除されたい。また、高齢者対応設備を備えた優良住宅については固定資産税を軽減されたい。

2. 少子化対策と税制

(1) 児童税額控除制度の創設

子育てにおける経済的負担を軽減するため、一定年齢以下の子供を扶養する者を対象とした税額控除制度を創設されたい。

(2) 教育費控除制度の導入

子育てに際して大きな負担となっている養育費・教育費等の経済的負担を軽減するため、教育費の一定割合を所得控除する制度を創設されたい。

(3) 子育て世代の雇用促進税制の創設

少子化に歯止めをかけるため、子育てに伴う離職等によって生じる収入減少などの機会費用を極力小さくすることが重要である。そのため、企業が子育て世代の者を雇用しやすいよう、子育て期間（12歳まで）の子供を持つ者を雇用している場合、当該社員の給与の一定割合を法人税から控除する制度を創設されたい。

・企業の国際競争力の維持・強化に資する税制

わが国の国際競争力を維持・強化するためには、企業活動を行う場所として比較優位を維持出来る環境を整備することが重要である。そのため、政府は、企業が国際競争において優位性を確保出来るよう税制を見直し、国内企業の流出抑止や外国企業誘致を図るべきである。

1. 法人税率の引き下げ

経済のグローバル化が進展する中、わが国の法人税率は国際的に見て高い水準にあり、企業の国際競争力強化の観点から、法人税率を早急にアジア諸国並に引き下げられたい。また、中小法人の軽減税率の適用年間所得金額（現行：800万円以下）を引き上げられたい。

2. 企業の損失処理の促進

(1) 欠損金の繰越控除期間の延長、繰り戻し還付制度の不適用措置の撤廃および期間延長

諸外国と比べ不利となっている欠損金の繰越控除期間（現行：7年）を少なくとも10年に延長されたい。また、欠損金の繰り戻し還付制度の不適用措置（適用期限：平成18年3月31日まで）を撤廃するとともに、繰り戻し期間（現行：1年）を2年に延長されたい。

(2) 貸倒引当金繰入額の損金算入限度額の引き上げ

企業が売掛債権等に対して計上している貸倒引当金繰入額の損金算入限度額を引き上げられたい。

(3) 貸倒損失の損金算入要件の緩和

回収困難となった売掛債権の放棄を容易にし、企業における債権処理を促進するため、貸倒損失の損金算入要件を緩和されたい。

(4) 有価証券・土地の評価損の損金算入要件の緩和

企業の保有資産の損失処理を容易にし、財務状態の改善を促進するため、有価証券や土地の評価損の損金算入要件を緩和されたい。特に減損処理した土地の評価損については損金算入出来るよう改められたい。

3 . 適格合併以外の合併における被合併企業の欠損金の繰越控除の引き継ぎ

経済活性化のためには、需要喚起を図る一方、供給サイドの調整も避けられない。その一環である企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併以外の通常合併についても、被合併企業の欠損金の繰越控除額の引き継ぎを認められたい。

4 . 連結納税制度の見直し

企業の組織再編成を促進するため、新たに連結納税グループに加入する子会社の繰越欠損金の引き継ぎを認められたい。また、地方税（法人事業税・法人住民税）についても連結納税制度を導入されたい。

5 . 印紙税の廃止

手形・領収書・契約書等に課される印紙税は、商取引を行ううえで大きな負担となっている。他方、電子商取引等インターネット上で作成された契約書や領収書では非課税となっており、整合性を図るためにも、印紙税を廃止されたい。

6 . 中小法人の定義の見直し

平成 11 年の中小企業基本法改正において、中小企業の定義が拡大されており、税法上の中小法人の定義についても、これと同様に「資本金 3 億円以下」（現行：資本金 1 億円以下）とされたい。

7 . ベンチャー支援税制の創設

ベンチャー企業は創業当初赤字であることが多く、設立後 5 年間は法人課税を免除されたい。また、その期間に発生した欠損金については、無期限の繰り越しを認められたい。

8 . エンジェル税制の拡充

(1) ベンチャー投資を行った時点での税額控除制度の創設

ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、法人又は個人がベンチャー企業に投資した時点で、投資額の一定割合の税額控除を認められたい。

(2) ベンチャー投資損失の損益通算範囲の拡大

個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式投資で得た譲渡益だけではなく給与等他の所得との損益通算を認められたい。さらに、現行の損失繰越控除期間を3年から5年に延長されたい。

・地域経済活性化と地方分権の推進

地域経済の活性化を図るためには、地域の実情にあった施策を実施することが重要である。同時に、その運営には、PFI事業や市場化テストの活用など公的事業における民間活力の活用を図り、効率的な自治体運営を促進することも不可欠である。

1 . 三位一体改革と地方税

(1) 地方の自立と税源移譲

活力ある地方分権社会を構築するためには、地方自治体が自己責任に基づいて地域施策を決定出来るよう財政的にも自立することが重要である。そのため、少なくとも国と地方の税源配分が1：1となるよう、消費税・所得税等の基幹税を国から地方へ税源移譲するとともに、地方の裁量を拡大するよう国庫補助負担金と地方交付税制度を見直されたい。

具体的には、国と地方の役割を明確にしたうえで、真に必要な財政需要については、地方の裁量拡大につながるよう必要な税源移譲を行われたい。当面、所得税を移譲対象税目とし、税源の偏在性をなくすため個人住民税の比例税率化を図られたい。

(2) 法人事業税の法人住民税への一本化

現在、地方税において、法人事業税と法人住民税とが並存している。しかし、両税の課税根拠の違いが明確ではなく、税の簡素化の観点からも、法人住民税へ一本化されたい。

(3) 法人事業税の外形標準課税の撤廃

資本金や従業員の給与を課税対象とする外形標準課税は、企業の設備投資や雇用に対して抑制的に作用する。諸外国でも、雇用や国際競争上不利であることから、外形標準課税の廃止・見直しが進められており、早急に撤廃されたい。

(4) 独自課税のあり方

地方行政の徹底した効率化を前提として、今後、地方自治体が課税自主権を活用し、自主財源の確保を図っていくことも必要であるが、その財源を安易に法人課税に頼るべきではない。地方自治体が、課税自主権を行使する際には、各界各層からの意見聴取を行うとともに、その妥当性について専門的な検討を義務付けるなど、一定のルールを確立する必要がある。こうしたルールが確立しない段階で、標準税率・制限税率を撤廃することには反対である。

2 . PFI 税制の見直し

行政の効率化を図るためには、民間部門の力を積極的に活用していくことが重要である。そのため、国や地方自治体に代わって民間企業が行う PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) 事業については、不動産取得税、登録免許税、固定資産税、事業所税を非課税とされたい。

. その他

1 . 税務行政の効率化と透明性の確保

税務行政の効率化と納税者の負担軽減を図る観点から、国と地方の徴税業務を一元化されたい。また、税務執行の現場において、当局と納税者との見解が分かれる際、その判断基準が不明瞭な場合も見られる。納税者の理解と信頼を得るためにも、税制の簡素化に努める一方で、税務判断基準の明確化や、納税者に対する説明責任を義務化されたい。

2 . 源泉徴収制度の見直し

税務当局に代わり、企業が徴税事務を行っている源泉徴収制度は、給与所得者の納税意識と税に対する関心を希薄化させている。電子政府の実現と税制の簡素化に合わせて、申告納税制度へ移行されたい。

3 . 公益法人課税の見直し

民間による公的活動の果たす役割は今後益々重要となることが予想される。こうした活動を支援するため、公益性の判断を厳格化する一方で、非課税範囲の拡大や寄附金の損金算入範囲の拡大等の措置を講じられたい。

地域経済活性化に向けた大阪府・大阪市に対する要望

地域経済を活性化させるためには、地域を支える企業の活力を維持・向上することが不可欠である。加えて、魅力的な事業環境を整備し、国内外から新たな企業を誘致することも重要である。そのため、税制をはじめとする事業環境が他地域と比べて比較優位を維持・向上出来るよう制度を見直されたい。

1．大阪における固定資産税の負担水準の引き下げ

大阪における固定資産税の負担水準は全国で最も高い状況にあり、当地に立地する企業に多大な保有コストを強いている。大阪における産業競争力を強化するためにも、負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。

2．大阪府における法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では、法人事業税および法人住民税に超過課税を適用しており、地域の産業競争力を弱めている。特に赤字法人にも課税する外形標準課税への超過課税は、地元企業が大阪において事業を継続することを困難にしている。地域経済活性化のためには、地元企業が競争上不利とならないような税制の構築が不可欠であり、法人事業税および法人住民税の超過課税は早急に撤廃されたい。

3．企業誘致促進税制の創設

(1) 新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済を活性化させるためには、魅力的な事業環境を整備し、国内外から新たな企業を誘致することが重要である。そのため、新規進出企業の不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を5年程度減免されたい。

(2) 既存企業の工場・事業所新增設に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済の活性化のためには新規企業の誘致とともに、既存企業の事業拡大を支援することが重要である。そのため、既存企業が工場や事業所を新增設した場合、不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税を5年程度減免されたい。

(3) 商店街の空き店舗スペースへ新規出店した場合の地方課税の減免措置の創設

大阪の街を活性化させるため、商店街の空き店舗スペースへ新規出店した場合、固定資産税、不動産取得税を減免されたい。

以上